

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第19条の2 条例第13条第1項第1号の規則で定めるものは、 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u> とする。	第19条の2 条例第13条第1項第1号の規則で定めるものは、 <u>次に掲げる災害</u> とする。 <u>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u> <u>(2) 令和7年2月26日に発生した強風による災害</u>
2～4 [略]	2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。